

日本の医療における事前指示の可能性

見原汐音（人間学コース）

（指導教員：堂園俊彦）

キーワード：事前指示、人格の同一性、尊厳の権利、自律性

序論

意思決定能力を失い、自分の意思を表明できなくなることは誰にも起きうる事態である。例えば、認知症末期がそうである。その際、意思を残すための手段に、予め治療内容や範囲を決定し示しておく事前指示がある。これはアメリカでは広く承認されているが、日本では認知度が低い。事前指示の利点としては、次のようなものが挙げられる。①患者の価値観や人生観を、終末期の治療決定で尊重することができる、②家族が患者の意思が不明なままに終末期の選択を憶測する心理的負担を軽減できる、③患者の意向に沿った医療が行われているのかに関する困惑や意見の対立を防ぐことができる。他方、欠点としては、事前指示が家族の心情と対立する可能性が挙げられる。本論では、現場で生じるこうした葛藤に事前指示を柔軟に対応させる考え方を提示する。

第一章 現代日本における事前指示の課題

ここ半世紀の間に、人工呼吸器をはじめとして、生命を維持する医療技術は急速に進歩した。こうした技術によって恩恵を受ける人がいる一方で、技術に依存した形で生命を維持されることを恐れ、非人間的だと考える人たちがいることも確かである。そこで、意思決定できたときの意向に従った治療が行われるように作られたのが、事前指示である。第一章では日本における事前指示の現状を概観する。

第一節 日本の事前指示を裏付ける法の不在

自律尊重原則を重んじるアメリカでは、事前指示の作成が法律において規定されている。1991年には「患者の自己決定権法」が施行され、医療機関などの医療ケアを提供する機関に対して、患者が望む医療に関する基本方針と実施方法を文書で確認し、自己決定の保障を法的に義務付けた。一方日本では、医療に関する自己決定の権利自体が法律で裏付けられていない。このように、日本の医療現場では、事前指示に関する法制度も、それを支える自己決定権の思想も、十分に根付いているとは言い難い。

第二節 日本における自己決定権の根拠と法整備

個人の尊重とは具体的に、個人が意思を持つ存在として扱われ、社会生活の中で各々の意思が尊重されることを意味す

る。そして意思の尊重は自己決定の尊重に結びつく。しかし、日本国憲法 13 条前段の個人の尊重の原則により自己決定権は憲法上保障されるとするのは極めて曖昧である。そのため、日本では事前指示のガイドラインや倫理性に基づいた宣言は法的権限を持たないといえる。

第三節 「終末期」の曖昧さと事前指示

癌医療以外での「終末期」が曖昧なことも、患者の自己決定の確立を難しくしている。「終末期」が不明確であるために、患者は、具体的なイメージを抱くことなく治療の方針を決定する。患者が現実的に死を受け入れているか否かは、意思決定に大きく影響すると言える。

本章では日本特有の法事情や、現在の医療事情の問題点が明らかとなった。しかし、事前指示を支える法の未熟さには、事前指示制度の有効性そのものに起因する部分もある。

第二章 ドゥオーキンにおける事前指示の擁護

ロナルド・ドゥオーキンは『ライフズ・ドミニオン』において、意識はあるが意思決定能力がない認知症末期の患者を取り上げ、事前指示を擁護している。彼の基本的な考え方を概観する。

第一節 自律性 (Autonomy)

自律性とは、独力で自分の人生を定める重要な決定をする権利を持つことである。ドゥオーキンが自律性の核として中心におくのが、インテグリティという人生の一貫性の観点である。自律性の価値は人生の中に存在する自身の特質（価値、責任、信念、そして経験的利益と同時に批判的利益）を表現する能力から派生するものとされる。ドゥオーキンは認知症患者の過去の自律性を現在まで拡張することで人生に一貫性を持たせ、過去の自律性が現在の希望と矛盾するものであったとしても尊重されるべきと考え、事前指示を支持する。

第二節 受益性 (Beneficence)

人が他の人に仕事や介護を委託する場合、前者は受益の権利を持つ。このことは、認知症患者が能力を失った状態であろうと変わらない。問題となるのは、能力を失う以前の自律性との衝突である。（例えば、現在の患者の利益を優先すると、以前の自律を無視するような場合。）しかし、能力があった時

点で、彼らは意思を委託したのである。そのため、われわれは意思を無視したり意味がないと考えたりすることはできず、意思の遵守は現在の受益に勝ると考えられる。

第三節 尊厳 (Dignity)

尊厳の権利は、人々が侮蔑されない権利を指す。私たちは、人生全体の性質と価値に対して、人生の神聖さや不可侵さのような本質的価値と関連する批判的利益を有している。人間とは人生をどのように送るかということが本来的で客観的に価値のあることとみなしている種類の生き物であり、尊厳の権利は、その上にそのような立場を有していることの他人の承認を要求する権利である。そのため、尊厳は人間の生にとって本質的価値を持ち、それを支えている批判的利益が人間にとって重要な基準であるとドゥオーキンは主張する。

第四節 事前指示は有効性を持つ

ドゥオーキンは、人々は人生の岐路における重大な選択で、経験的利益によって判断を下さずに、批判的利益を基準とするという。それは、インテグリティが存在していることを論拠としている。また、受益の権利において批判的価値判断が重要視される点、批判的利益を承認されることこそが尊厳を守られるという人間の生にとっての本質的価値である点から、事前指示は有効性を持ち、従われなくてはならないという。

第三章 事前指示批判を踏まえた有効性の検討

第一節 ドレッサーのリビング・ウィル批判

ドレッサーは、判断能力のない患者の医療方針を、リビング・ウィルに基づいて決定することを批判する。理由は次の三点である。①事前指示作成時から実行までの時間の経過に伴う利益の変化を考慮しない点、②人々の病状の変容に伴う利益や選好の変化を考慮しない点、③事前指示を表明した時点と認知症が進行時では人格の同一性が成り立たないことを考慮しない点である。それゆえ彼女は、事前指示の代わりに、患者の現在の経験的利益と身体の負担を正確に評価することを求めるのである。

第二節 意思決定における公共

ドレッサーは、生命の固有の価値とその価値を守る州の関心の本質に焦点を当てる公共性の考え方を、事前指示の順守より重要視する。彼女は法という公共性により生命の質が守られることに正当性を認めている。それゆえ州や国家が事前指示の行使を認めないというパターンリズムも認める。そして究極的に、生命の質の判断は暗黙にもなされるのであるから、個人のリビング・ウィルや家族等の代理判断に任せるのではなく、公共的に吟味された明確な基準(患者以外の利益、つまり、家族等の精神的、経済的負担や、医療資源の公正な分配という社会の課題)によって、生命維持中止の許容範囲を設定する方が、判断能力のない患者をよりよく保護する有効な論理だという。

彼女の主張では、過去の選択や家族の利害から患者の現在

の利益を守ることができる。しかし、公共というある種の形式的な判断基準を設けることにより、患者が切り捨てられてしまう可能性を否定できないのではないだろうか。

第三節 人格の同一性論争における固有な連続的人生

日笠は、人格の同一性に関して、ある種の連続性を主張することにより、事前指示を支持している。人格には「持続」と「人格性あるいは伝記的同一性」があるため、認知症の進行に伴い後者を失ったとしても、前者の点では同一性が維持されているのである。そのため、人生は連続的と考え、全体としての自己を考慮する必要性を訴えている。

第四節 事前指示の有効性の検討

日笠は、事前支持作成者と現在の認知症患者が一つの人生を送るひとりの人間だという考えを基本において、現在の患者を重視しなくてはならないと考える。そのため、認知症患者に関する決定の中心は、現在の患者の経験的利益や選好や身体的環境だという。過去の患者の考えも一つの重要な観点ではあるが、現在の患者が表出する様々な観点を通じて、患者の人生全体にとっての利益を評価するべきである。そのため、以前の患者と現在の患者との断絶性と一貫性の両側面を把握することが必要である。それを知るための重要な手がかりとして、日笠は事前指示を評価しているのである。

結論

ドゥオーキンのような仕方で事前指示を用いることは、現在の患者の利益を損なう恐れがある。他方で、ドレッサーが述べる公共性にもとづく決定は、個人を切り捨ててしまう可能性がある。これらに対して、日笠の「指標としての事前指示」は、バランスのとれた見解して支持できる。

しかし課題も残っている。ドレッサーが述べた公共性は、事前指示を考慮しないゆえに、事前指示が存在しないケース(例えば新生児の医療方針を決めなければならないとき)にも用いることができる枠組みであった。これに対して日笠の枠組みは、事前指示を採り入れるゆえに、新生児の医療をめぐる意思決定には馴染まないように思われる。ドレッサーの問題点をより詳細に明らかにした上で、事前指示が存在しない場合における意思決定の枠組みを提示することは、今後の課題である。

主要参考文献

- ・ 日笠晴香、2007、「一つの人生か別の人格か ―事前指示の有効性をめぐって―」、『医学哲学医学倫理』25号、41-50頁
- ・ Rebecca Dresser、1995、「Dworkin on Dementia: Elegant Theory, Questionable Policy」、Hastings Center Report 25, no.6, p32-38.
- ・ ロナルド・ドゥオーキン、1998、『ライフズ・ドミニオン』、信山社